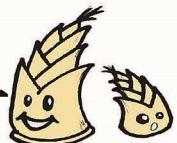


竹ん子の会

ニュースレター

みふね
御船竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第26号



竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

判決まであとわずか！

御船竹バイオマス問題

住民訴訟・今後の流れは…

注目の証人尋問が12月6日(金)に決定し、住民訴訟もいよいよ大詰めを迎えていきます。
判決までのおおよその流れは、下記のようになると思われます。

第13回裁判

平成25年12月6日
午前10:00～

町職員・■ 氏・山本町長の
証人尋問が予定されています。

■ 氏が出廷した場合は、午前中に町職員の証人尋問を終え、午後から ■ 氏の証人尋問と、被告町側弁護士による町長尋問が行われる予定です。もし ■ 氏が出廷しない場合は、午後から被告弁護士と私たち原告弁護士による町長尋問が行われ、この日で町長に対する証人尋問は終了します。

第14回裁判

平成26年1月17日
午後1:30～

■ 氏、もしくは山本町長の
証人尋問が予定されています。

前回の裁判で、■ 氏が出廷した場合、私たちの原告弁護士による町長尋問が行われます。もし、■ 氏が前回の裁判に出廷しなかった場合は、■ 氏に対する証人尋問が行われます。仮に ■ 氏が2回とも出廷しなかった場合は、今回の裁判で ■ 氏に対する対応を協議します。

第15回裁判

平成26年
3月～4月頃

結審

原告・被告双方が、最終準備書面を提出し、裁判所での主張が終了します。

第16回裁判

平成26年
6月～7月頃

判決

…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにどうすればいいのか」を住民目線で考える

そもそも…

なぜ住民訴訟を起こさなければ

ならなかったのでしょうか



「御船竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会」の皆様は、いろんな思いでこの住民訴訟に取り組んでおられます。その思いの中からいくつかをご紹介いたします。

御船町に正しい情報はないの？

竹バイオマス問題では、会社に補助金を支給した時も、第三セクター問題の時も、国に補助金を返還するときも、議会や町民に対して、正しい情報が提供されませんでした。正しい情報が提供されなければ、正しい判断はできません。

町の役割を放棄している

もし、補助事業が失敗した場合、町が責任を取らなければならないことは、最初から法律で決まっていました。しかし裁判で町は、「国も認めた事業だから、会社の審査はいらない」等という主張をしています。町の役割を放棄しているのではありませんか。

このような問題が再び起きないために

「町はなぜ、約3億円もの損失を出してしまったのか」「責任はだれがどのようにとらなければならないのか」その真実を明らかにするため、まず町に対して「住民監査請求」をしました。そして、町長自身が選んだ監査委員が、「責任は町長にある」と認めたのです。責任のある人が責任を取らない限り、又このような問題が起きててしまいます。

御船町が熊電施設を訴える！

平成24年9月、御船竹資源の代表取締役であった一氏が、会社を代表して御船竹資源に出資していた熊電施設に対し、不当に引き揚げた御船竹資源の資本金2400万円を御船竹資源に返却すように求めた裁判がおこされていました。

しかし、御船竹資源の筆頭株主でもある熊電施設は、一氏を御船竹資源の代表取締役から解任し、新たな代表取締役を選任。この裁判を取り下げたのです。

この裁判ですが、一文無しの御船竹資源に2400万円のお金が戻ってくる可能性がある裁判で、御船竹資源に約3億円の債権をもつ御船町も、同じような裁判でこの2400万円を回収することができます。

これまで町は、住民や議会から指摘を受けながらも法的措置をとりませんでしたが、この裁判取り下げを受けて、やっと熊電施設に対して、「御船竹資源から不当に得た2400万円を債権者である御船町に支払うこと」を求めた裁判を起こすことを決め、平成25年9月議会で承認されました。

平成25年度 ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

会の口座【テバるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで